

労働保険事務組合を利用して
労働保険事務を軽減しませんか

多摩商工会議所労働保険事務組合とは、

厚生労働大臣から労働保険の事務処理をすることを認可された団体です。

事業主に代わって労働保険の保険料の申告や計算、労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）への書類提出など、労働保険に関する事務を代行する組合です。

委託できる事務の範囲は、おおむね次のとおりです。

- ①概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ②労災保険の特別加入の申請に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（取得・喪失・離職票等）
- ④その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

事務組合に委託すると次のような利点があります

- 1、公共職業安定所、労働基準監督署への事務手続や国への労働保険料の申告納付を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 2、労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付できます。
- 3、労災保険に加入する事ができない事業主や家族従事者なども、中小事業主等の特別加入制度により、労災保険に加入することができます。

委託できる事業主は……

商工会議所会員で常時使用する労働者数が、金融・保険・不動産・小売業にあつては50人、卸売・サービス業にあつては100人、その他の事業にあつては300人以下の事業主となっています。

委託手数料（年額）

委託基本料	一事業所につき、一律2,000円
労災保険分	①概算保険料額の10% ②特別加入者一人につき500円
雇用保険分	概算保険料額の7%

詳しくは

多摩商工会議所労働保険事務組合 までお問い合わせください。

TEL 042-375-1211

東京都の最低賃金は、1,113円 です。必ずご確認ください。

(令和5年10月～)

労働保険とはこのような制度です

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者（パート・アルバイト含む）を一人でも使用する事業所は業種に関わらず必ず労働保険に加入する事が法律上義務づけられております。

労災保険 労働者の業務上の災害（工作中的のケガ・通勤途上の災害など）について、事業主に代わって国がその補償を行なう保険制度です。

雇用保険 労働者の生活及び雇用の安定を図るため、失業した際の給付（失業給付）や、失業を防止する雇用継続給付を行なう保険制度です。

保険料の負担

○労災保険 労災保険の保険料率は、事業の種類ごとに2.5/1000から88/1000まで54区分に分類され、全額が事業主の負担です。

○雇用保険 労働者に支払う賃金総額に保険料率を乗じて得た額で、事業主と労働者双方で負担することになっております。但し、保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である一般被保険者に係る保険料については、事業主・労働者負担分ともに免除されます。（下表参照）

事業の種類	労働者負担分	事業主負担分	雇用保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

※上記料率適用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

保険料の算出方法は？

概算保険料として申告納付し、翌年度の初めに確定保険料を算出し、申告納付することになります。

概算保険料 毎保険年度（4月1日から翌年3月31日まで）の賃金支払い見込み額に保険料率を乗じて得た額。

確定保険料 4月1日から翌年3月31日までに労働者に支払った賃金総額に保険料率を乗じて得た額。（概算保険料との過不足は、ここで清算いたします。）

（保険料計算・手数料の例）

小売業等の計算方法： 年間保険料＝年間支払賃金×保険料率

年間支払賃金が5,000千円の場合

単位：円／年

業種	労災保険		雇用保険		手数料
	料率	保険料	料率	保険料	
小売・卸売・飲食・サービス業	3.0/1000	15,000	15.5/1000	77,500	8,925
ビルメンテナンス業	5.5/1000	27,500	15.5/1000	77,500	10,175

※雇用保険は、一部労働者負担があります。

建設業の計算方法： 年間保険料＝年間元請工事完成高×労務比率×保険料率

建築事業で既設工事、年間元請工事完成高が10,000千円の場合

$$\text{年間保険料} = 10,000 \text{ 千円} \times 23\% \times 18.5/1,000 = 42,550 \text{ 円/年}$$

労働保険の事務処理にお困りの方は、

多摩商工会議所労働保険事務組合

をご利用ください。